

微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理方策について（中間的整理案）

1. 検討の背景と目的

ポリ塩化ビフェニル（PCB）については昭和 47 年から新たな製造がなくなったが、それまでに製造された高圧トランス及び高圧コンデンサ等が廃棄物となったものの処理体制の整備が著しく停滞していたため、長期にわたり処分がなされずに事業者において保管されてきた。このような状況において、これら廃棄物の紛失等による環境汚染についての懸念を踏まえ、平成 13 年に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（PCB 特別措置法）が制定され、環境事業団（後の日本環境安全事業株式会社）による拠点的広域処理施設での処理体制が整備されてきた。

一方、昭和 47 年以降に製造され、PCB を使用していないとする電気機器等に、数十 ppm 程度の PCB に汚染された絶縁油を含むものが存在することが、平成 14 年 7 月に判明した。その量は、電気機器が約 120 万台、OF ケーブルが約 1,400km に上るとの推計があり、このような微量の PCB に汚染された電気機器等が廃棄物となったもの（以下「微量 PCB 混入廃電気機器等」という。）の処理について、技術的に安全・確実で、かつ廃棄物の特性を踏まえた処理方策に係る検討が求められている。

このような背景のもと、本専門委員会では、微量 PCB 混入廃電気機器等の処理方策として、処分方法、収集運搬方法及び測定法等を中心として、検討を行った。

2. 微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理方策（案）

（1）微量 PCB 廃電気機器等の処分方法

- ・微量 PCB 混入廃電気機器等に関する焼却実証試験において、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認。
- ・微量 PCB 混入廃電気機器等については、現在その処理体制が整備されていないが、一方で高度な技術を用いて安全かつ効率的に処理を行うことが可能。このような技術を活用した処理を進めるためには、その妥当性について施設毎に評価することが必要であり、従来都道府県知事による許可に加えて、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、微量 PCB 混入廃電気機器等に限り、環境大臣が微量 PCB 混入廃電気機器等の処理業者と処理施設について認定を行うことが適当。
- ・無害化処理認定制度に基づく認定の対象としては、PCB 自体を無害化する焼却等の方法と、容器・部材等を無害化する洗浄等の方法が考えられる。容器・部材等の無害化については、無害化の完了を適切かつ効率的に確認することが適当。
- ・無害化処理認定制度の活用にあたっては、学識経験者等からなる委員会に諮り、その結果を踏まえて認定を行うことが適当。また、新たな処理技術を用いる場合には、その技術について事前に第三者機関による確認を受けておくことが望ましい。なお、焼却処理については、燃焼温度が 1,100℃未満のものも対象としつつ、処理施設周辺の地域住民等に理解を得ながら施設整備を図る観点から、まずは技術的な基準が長年制度として確立されてきている燃焼温度が 1,100℃以上のものに関して認定を行っていくことが適当。燃焼温度が 1,100℃未満の焼却処理については、より確実な実証を経て進めていくことが適当。
- ・PCB の漏洩防止のための廃棄物の取扱方法や処分後に生ずる廃棄物の処理方法、処分状況に関する情報公開の方法など、処分に当たり留意すべき事項をガイドライ

ンとしてとりまとめ、広く周知することが適当。

- ・これまで行ってきた低濃度PCB汚染物の焼却等による無害化の実証試験を引き続き行う他、処理施設に直接運搬することのできない大型の廃棄物の処理方法の確立なども併せてすすめることが適当。

PCBが使用された高圧トランスや高圧コンデンサ等については、日本環境安全事業株式会社による拠点的広域処理施設での処理体制が整備されているが、微量PCB混入廃電気機器等は、その対象となっていない。PCB特別措置法に基づきPCB廃棄物の処理をすすめるためには、微量PCB混入廃電気機器等についても、処分体制の整備を図ることが必要である。

このような観点のもと、環境省では平成17年度より、安全かつ確実な処理について確認することを目的として、微量PCB混入廃電気機器等に関する焼却実証試験を実施している。これまでの実証試験の結果においては、低濃度のPCBに汚染された絶縁油等の焼却処理をした場合に、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解されることを確認している。

微量PCB混入廃電気機器等の処理方法としては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)に定められているものがあり、これらの処理施設は都道府県知事の許可を得ることで設置することができるが、この他、微量PCB混入廃電気機器等については、さらに高度な技術による処理方法も活用できる可能性がある。例えば焼却処理については、現行の廃棄物処理法において都道府県知事の許可の対象となるのは燃焼温度が1,100度以上のものであるが、前述の焼却実証試験においては、対象となった施設にて850℃以上の燃焼温度で焼却した場合でも、確実かつ周辺環境へ影響を及ぼすことなく安全に分解された。このような処理を活用することも処理体制の整備に資すると考えられることから、これらの処理方法も活用できるよう必要な措置を講ずることが適当である。

具体的には、処理の妥当性について施設毎に評価することが必要であるため、従来の都道府県知事による許可に加えて、廃棄物処理法における無害化処理に係る特例制度を活用して、微量PCB混入廃電気機器等に限り、環境大臣が微量PCB混入廃電気機器等の処理業者と処理施設について個別に認定を行うことが適当である。この場合、無害化処理認定制度に基づく認定の対象としては、PCB自体を無害化する焼却等の方法と、容器・部材等を無害化する洗浄等の方法が考えられる。このうち、容器・部材等の無害化については、無害化が確実になされたことを適切かつ効率的に確認することが求められており、無害化処理の認定に当たっては、このような無害化の確認方法についても併せて認定することが適当である。

無害化処理認定制度の活用にあたっては、個別の処理施設毎に学識経験者等からなる委員会に諮り、その結果を踏まえて認定を行うことが適当である。また、新たな処理技術を用いる場合には、その技術について事前に第三者機関による確認を受けておくことが望ましい。なお、焼却処理については、燃焼温度が1,100℃未満のものも対象としつつ、処理施設周辺の地域住民等に理解を得ながら施設整備を図る観点から、まずは技術的な基準が長年制度として確立されてきている燃焼温度が1,100℃以上のものに関して認定を行っていくことが適当である。また、燃焼温度が1,100℃未満の焼却処理については、より確実な実証を経て進めていくことが適当である。

また、処分体制の整備をすすめるためには、微量PCB混入廃電気機器等の確実かつ適正な処理の確保を図ることが必要となる。そこで、PCBの漏洩防止のための廃棄物の取扱方法や処分後に生ずる廃棄物の処理方法、処分状況に関する情報公開の方法など、処分に当たり留意すべき事項をガイドラインとしてとりまとめ、広く周知することが適当であ

る。

さらに、処理の安全性を確認する観点から、これまで行ってきた微量PCB混入廃電気機器等に関する焼却等による無害化実証試験を引き続き行う他、処理施設に直接運搬することのできない大型の廃棄物の処理方法の確立なども併せてすすめることが適当である。

(2) 収集運搬

- ・微量PCB混入廃電気機器等の収集運搬に関するガイドラインを作成し、広く周知を図ることが適当。

微量PCB混入廃電気機器等の確実かつ適正な処理を確保するためには、安全に収集運搬を行うことも必要となる。環境省では、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を作成しているが、PCBが使用された電気機器等の場合と比較して、含有するPCBの濃度が著しく低いという廃棄物の特性を踏まえ、微量PCB混入廃電気機器等に対応したガイドラインを作成することが求められる。このため、電力会社による微量のPCBを含む柱状トランスの自社処理の例なども踏まえつつ、微量PCB混入廃電気機器等の収集運搬に関するガイドラインを作成し、広く周知を図ることが適当である。

(3) 測定方法

- ・微量のPCBが混入している可能性がある廃電気機器等について、絶縁油に含まれるPCB濃度の測定方法に関する検討を更にすすめ、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用を図ることが適当。
- ・測定の更なる効率化を図るため、今後とも引き続き測定法の評価をすすめ、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法についての技術開発を促すことが適当。

微量PCB混入廃電気機器等は、PCBが使用されていた電気機器等と異なり、銘板等ではPCBの含有の有無を判断することができない。微量のPCBが混入している可能性があり、廃棄の際にPCB廃棄物であるか否かを判定する必要がある電気機器は約650万台に上ると推計されているが、これらについては、実際に絶縁油中のPCB濃度を測定しなければPCBの含有の有無が判明しない。このように多くの電気機器について測定を行う必要があることから、微量PCB混入廃電気機器等の効率的かつ確実な処理を進めるためには、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の確立が求められている。

このような背景のもと、微量のPCBが混入している可能性がある廃電気機器等について、絶縁油に含まれるPCB濃度の測定方法に関する検討を更にすすめ、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法の活用を図ることが適当である。例えば、一定程度の精度を有する方法について、絶縁油中のPCBの含有の有無を判断するための測定法として活用できるように、試料の安全かつ確実な採取や分析精度の担保を図るためのマニュアルの整備や定期的な精度管理の推進など、必要な措置を講ずることが考えられる。

また、測定の更なる効率化を図るため、学識経験者等からなる委員会で引き続き測定法の評価をすすめることにより、短時間にかつ低廉な費用で測定できる方法についての技術開発を促すことが適当である。

(4) その他留意事項

- ・微量のPCBが混入している可能性のある、使用を終えた電気機器等についてのPCBの測定はもとより、使用中の電気機器等についても、PCBの測定が機会を捉えて行われることが望ましく、それを踏まえ、微量PCB混入廃電気機器等の保管状況等の更なる把握に努めることが適当である。
- ・微量PCB混入廃電気機器等の保管事業者等に対し、それらの適正な処理を促すことを目的として、微量PCB混入廃電気機器等の適正処理の必要性等について周知することが適当。
- ・処理施設の周辺住民等に対し、微量PCB混入廃電気機器等の処理に関する理解を得ることを目的として、微量PCB混入廃電気機器等の処理の安全性について周知し、微量PCB混入廃電気機器等の円滑な処理を図っていくことが適当。
- ・現在使用されている電気機器等のうち絶縁油中に微量のPCBを含むものについて、今後の技術開発の状況を踏まえ、関係府省と連携した上で、その取扱いについて検討をすすめていくことが適当。

微量PCB混入廃電気機器等の処理を計画的にすすめるためには、その全容を把握することが必要であるが、微量PCB混入廃電気機器等に該当するか否かは測定をしない限り判断することができない。このため、微量のPCBが混入している可能性のある、使用を終えた電気機器等についてのPCBの測定はもとより、使用中の電気機器等についても、PCBの測定が機会を捉えて行われることが望ましく、それを踏まえ、微量PCB混入廃電気機器等の保管状況等の更なる把握に努めることが適当である。

また、微量PCB混入廃電気機器等の処理を安全かつ確実にすすめるため、微量PCB混入廃電気機器等の保管事業者等に対し、それらの適正な処理を促すことを目的として、微量PCB混入廃電気機器等の適正処理の必要性等について周知することが適当である。さらに、処理施設の周辺住民等に対し、微量PCB混入廃電気機器等の処理に関する理解を得ることを目的として、微量PCB混入廃電気機器等の処理の安全性について周知し、微量PCB混入廃電気機器等の円滑な処理を図っていくことが適当である。

この他、現在使用されている電気機器等のうち絶縁油中にPCBを含むものについて、その廃棄前に微量のPCBを除去する方法に関する技術開発が行われているが、その状況等を踏まえ、関係府省と連携した上で、その取扱いについて検討をすすめていくことが適当である。

3. 今後の予定

本専門委員会では、今回のとりまとめに沿った検討の進捗状況を踏まえ、引き続き微量PCB混入廃電気機器等の処理方策のあり方について検討を行っていく。